

調査報告書

令和6年2月

小金井市消防団員手当の支給に関する調査委員会

目次

第1	概要	1
第2	消防団について	2
1	消防団の組織	
2	消防団員の任命	
3	消防団員の報酬等	
4	消防団活動に要する経費	
第3	事実経過	3
1	事案発覚から調査委員会設置まで	
2	調査委員会について	
第4	調査内容	5
1	調査対象	
2	調査手法	
第5	調査結果	6
1	調査委員会による判断	
2	調査、聴取による確認事項（従前の消防団事務局によるものを含む。）	
第6	調査結果の考察	8
1	本事案の要因及び排除	
2	提言	
第7	その他	9
1	懲戒処分について	
2	告訴について	
別紙1	調査内訳	
2	個別内訳	

- 資料
- 1 行政報告「消防団出動手当の請求に関する調査について」
 - 2 小金井市消防団第一分団における出動手当不正請求について全容解明を求める決議
 - 3 小金井市消防団員手当の支給に関する調査等実施要綱
 - 4 出動手当の取り扱いに関する内規
 - 5 令和4年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書（抜粋・消防団活動に要する経費）
 - 6 市民（匿名）からの通報についての要請書
 - 7 庁用自動車運転日誌（様式）
 - 8 クレジットカード利用明細書（様式）
 - 9 訓練場所借用依頼書（様式）
 - 10 火災等の消防団活動状況報告（様式）
 - 11 消防活動概要報告書（様式）

第1 概要

本調査報告書は、小金井市消防団第一分団（以下「第一分団」という。）において、事実と異なる「出動手当」を受給した疑いのある事案について報告をするものである。

なお、「出動手当」は、小金井市消防団条例の一部を改正する条例（令和5年3月28日条例第14号）により、令和5年4月1日をもって「出動報酬」に改められているが、同条例の付則において、「令和5年3月以前の月分として支給する手当については、なお従前の例による。」とされており、本調査報告書においても、「出動手当」と記述することとし、また、同条例による改正前の小金井市消防団条例（以下「消防団条例」という。）を用いていることに留意されたい。

消防団条例第13条第2項は、市長は消防団員に「出動手当」を支給する旨定め、消防団条例第14条において、「出動手当」は当月分を翌月20日までに支給する旨定めるが、その手続の詳細については消防団条例に定められていない。また、小金井市消防団規則（以下「消防団規則」という。）第12条第3号は、出動記録簿を本部において備えておかなければならないと定めている。実務においては、「出動手当」の支給につき、各分団から消防団長宛の「出動記録」を消防団に係る事務を所掌する総務部地域安全課防災消防係（「消防団事務局」を兼ねる。）に提出することとしている。これ以外に「出動手当」について取り決めている様式はない。すなわち、現状において、「出動記録」が「出動手当」の支給に必須の書類であり、これに係る公的な記録となっている。

本事案は、この「出動記録」について、出動の事実と異なる記載があったとの情報提供（森戸洋子小金井市議会議員（以下「森戸議員」という。）による。）が消防団事務局にあったことに端を発する。その後、消防団事務局において一定の調査を行い、その対応について、令和5年第1回市議会定例会（総務企画委員会）において、総務部地域安全課が行政報告（「消防団出動手当の請求に関する調査について」）を行ったところであるが、「小金井市消防団第一分団における出動手当不正請求について全容解明を求める決議」が市議会の全会一致で可決されることとなった。これら一連の経過を踏まえ、小金井市長（以下「市長」という。）において「小金井市消防団員手当の支給に関する調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置することとなり、調査委員会が更なる調査を行うこととなったものである。

第2 消防団について

1 消防団の組織

市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理するとされ（消防組織法（以下「法」という。）第7条）、市町村は、その消防事務を処理するため、消防本部、消防署及び消防団の全部又は一部を設けなければならないとされる（法第9条）。

これを受けて、本市においては、その消防事務を処理するため消防団を設置することとし（法第18条第1項、消防団条例第1条の2）、その組織は本部及び5個分団をもって構成している（法第18条第2項、消防団規則第2条）。そして、消防及び消防団に関することは、総務部地域安全課防災消防係の所掌となっている（小金井市組織規則別表第1）。

また、本市は、消防団の運営に関する事項について調査及び審議する消防団運営審議会を市長の附属機関として設置しており、同審議会は、学識経験者5人、小金井市議会議員3人、小金井市消防団長1人、小金井市副市長1人、関係行政機関の職員1人をもって組織されている（小金井市消防団運営審議会条例第1条、第2条及び第3条）。

2 消防団員の任命

消防団には消防団員（以下「団員」という。）を、また、消防団の事務を統括し、所属の団員を指揮監督する消防団長（以下「団長」という。）を置くこととされる（法第19条、法第20条）。

団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、団長以外の団員は、市町村長の承認を得て団長が任命するとされる（法第22条、消防団条例第3条）。

この点、本市においては、団員（副団長及び本部分団長を除く。）を確保するために、団長の求めに応じて小金井市消防団員推薦委員会を設置することができることとし、同委員会は、市議会議員及び学識経験者の中から市長が委嘱する委員をもって組織されている（消防団条例第3条の2）。

3 消防団員の報酬等

本市の団員は非常勤である（消防団条例第8条）ところ、非常勤の団員に関する給与に関しては、法に定めるものを除くほか、条例で定めることとされる（法

第23条)。

これを受けて、本市においては、団員に対し、その階級に応じて月額報酬を支給することとし(消防団条例第12条)、団員が職務のため市の区域外に出張するときは旅費を支給することとしている(消防団条例第13条第1項)。

また、火災現場に出動しその業務に従事した団員には「火災出動手当」を、教養訓練その他の訓練及び団長が認めた行事等に参加した団員には「訓練出動手当」を、火災予防又は災害等の警備警戒に出動しその業務に従事した団員には「特別警戒出動手当」を支給することとしている(消防団条例第13条第2項)。具体的な支給対象としては、火災出動については「建物火災、車両火災、その他火災、誤報、危険排除、緊急確認、救助活動の現場に出動し、その業務に従事した団員及び団長が指定するところ(詰所等)に出動した団員」、訓練出動については「団長命令に基づく演習、訓練、整備及び会議(準ずるものも含む)、慶弔等団長が認めた行事等に参加した団員」、特別警戒出動については「巡行、歳末、台風・雨風水雪害(警報)・祭礼警備などの火災予防又は災害等の警備警戒に出動し、その業務に従事した団員及び団長が指定するところ(詰所等)に出動した団員」とされている(出動手当の取り扱いに関する内規「2手当支給の適用範囲」)。これらの「出動手当」の支給手続については前記第1で述べたとおりである。

4 消防団活動に要する経費

市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならないとされている(法第8条)。

本市の消防団は本市の組織であることから、当然に消防団活動に要する経費は本市が負担することになる。団員に支給される月額報酬、旅費、出動手当を始めとして、全ての公務上の経費が本市の予算に計上されることになる。

第3 事実経過

1 事案発覚から調査委員会設置まで

- (1) 令和5年1月18日、第一分団における出動手当の受給に関する「市民(匿名)からの通報についての要請書」が森戸議員から消防団事務局に提出された。
- (2) 令和5年1月19日から29日まで、前記(1)を踏まえ、消防団事務局において、第一分団の「出動手当」について調査、確認を行った。

- (3) 令和5年1月30日、消防団において臨時分団長会議を開催し、前記(2)の確認結果を示し、第一分団において内部調査を実施することを確認した。また、「出動記録」の記載処理が、第一分団と他分団とでは異なる方法であったことを確認した。第一分団は月末にまとめて「出動記録」を記載していた。
- (4) 令和5年3月12日、第一分団が分団内調査結果報告を消防団事務局に提出した。
- (5) 令和5年3月13日から15日まで、消防団本団及び消防団事務局において第一分団の団員（以下「分団員」という。）への聴取を行った。
- (6) 令和5年3月20日、これまでの調査から判明した事実をまとめ、団長が分団長会議に報告した。
- (7) 令和5年3月22日、市議会総務企画委員会において総務部地域安全課が調査結果について行政報告を行った。
- (8) 令和5年3月28日、「小金井市消防団第一分団における出動手当不正請求について全容解明を求める決議」が市議会の全会一致で可決された。
- (9) 令和5年3月30日、31日、4月12日及び13日、前記(8)を踏まえ、消防団本団及び消防団事務局において分団員への聴取を行った。
- (10) 令和5年4月28日、一連の経過を踏まえ、市長が「調査委員会」を設置した。

2 調査委員会について

- (1) 令和5年5月24日、第1回調査委員会を開催し、本調査委員会の概要、調査対象事案の概要、調査方針を確認した。
- (2) 令和5年7月26日、第2回調査委員会を開催し、調査の進捗状況を確認した。
- (3) 令和5年9月6日、第3回調査委員会を開催した。これまでの調査結果を確認し、これについて第一分団に見解を求めることを確認した。
- (4) 令和5年11月10日、第4回調査委員会を開催した。前記(3)に係る第一分団の見解を確認し、これを踏まえて分団員への聴取を行うことを確認した。
- (5) 令和6年1月17日、調査委員会において分団員への聴取を行った。
- (6) 令和6年1月30日、第5回調査委員会を開催した。これまでの調査結果を確認し、返還請求対象及び追加支給対象となる出動手当を確定した。

- (7) 令和6年2月7日、市長が前記(6)に係る返還請求通知を発出した。
- (8) 令和6年2月14日、前記(7)に係る返還請求全額の納入が完了した。
- (9) 令和6年2月22日、第6回調査委員会を開催した。これまでの調査内容を確認し、調査報告書をまとめた。

第4 調査内容

既に述べたとおり、各分団から消防団事務局への「出動記録」の提出をもって「出動手当」の請求手続となる。

本調査は、第一分団が消防団事務局に提出した「出動記録」に出動の事実と異なる記載があるか否か、すなわち出動の事実がないにもかかわらず分団員が出動手当の受給をしたか否かの調査を行ったものである。あわせて、当該調査の範囲内において、出動があったにもかかわらず「出動記録」を提出していないものがあるか否かの調査も行うこととした。

なお、令和5年3月22日付け行政報告による調査結果分は本調査結果に含まれない。

1 調査対象

調査対象は、事案発覚時において「出動記録」に係る保存年限（3年）の範囲内となる。すなわち令和元年度、同2年度及び同3年度、並びに同4年度（同4年4月1日から前記第3、1、(1)の要請書の提出があった前日の同5年1月17日まで）に第一分団から提出のあった「出動記録」773件（延べ3,339人分）が調査対象である。また、当該調査対象の範囲内で、「出動記録」がないが出動の可能性のあるものに係る調査件数は75件（延べ317人分）となった。

それぞれ調査対象の内訳は別紙1のとおりである。

なお、「出動記録」の保存年限を3年としている理由は、本市の保存年限の分類を原則、「1年、3年、5年、10年、長期、永年」（小金井市文書管理規程第36条第1項）としているところ、団員に報酬等を支給する制度となった時点において賃金請求権の労働基準法上の時効が2年であったことから（同法第115条）、それを下回らない「3年」としていたとのことである。

2 調査手法

「出動記録」が「出動手当」の支給に係る唯一の公的な記録であり、一旦はこれに係る公金支出手続を経ているところ、この一連の手続を否定することとなる事実を確認できる資料があるか否かについて調査した。また、この資料確認の範囲内において、「出動記録」がないものの、出動の事実を確認できる資料があるか否かについて調査した。

これらの結果について第一分団に確認を求めることとし、また、必要に応じて分団員に改めてこれらの結果に対する聴取を行うこととした。

調査委員会において確認した資料は次のとおりである。

(1) 第一分団保存資料

ア 第一分団が出動を記録するため独自に作成したノート（以下「分団ノート」という。）

イ 第一分団が連絡ツールとして利用していたSNS（以下「SNS」という。）

(2) 市保存資料

ア ポンプ車の運行記録（庁用自動車運転日誌）

イ ポンプ車の給油記録（クレジットカード利用明細書）

ウ 訓練場所借用依頼書

エ 火災等の消防団活動状況報告

オ 消防活動概要報告書

第5 調査結果

1 調査委員会による判断

第一分団保存資料及び市保存資料の内容を確認し、これらと「出動記録」を突合した結果、調査対象出動記録773件のうち33件について実際の出動と異なる記載があり、そのうち17件が不正行為によるもの、16件が誤記載によるものと判断した。また、「出動記録」がないが出動の可能性のあるものに係る調査対象75件のうち10件の出動について、出動記録の提出漏れがあると判断した。

これらの判断について、調査委員会がその内容を示し、一定期間を与えて第一分団に確認を求めたところ、第一分団による個々の事案に対する回答があったが、いずれも調査委員会の判断を否定する意見はなく、新たな資料等の提出もなかった。

これを受けて、調査委員会として改めて分団員1人及び元分団員1人に聴取を行った。聴取においては、後記2の内容等を確認したほか、上記第一分団の回答に当たっては分団員から聴取を行い、回答について誰も異議を述べておらず、返還請求対象の出動手当について返還する意思があり、それが第一分団の総意である旨が述べられた。また、再発防止策として、「出動記録」を出動時に出動者が作成することとし、2人以上でチェックを行い、提出前の月末に再度確認することとした旨も述べられた。

これらの調査の結果として、本調査委員会は、別紙1及び別紙2のとおり、返還請求対象の出動手当を延べ90人の342,000円、追加支給対象の出動手当を延べ52人の197,600円と確定した。

2 調査、聴取による確認事項（従前の消防団事務局によるものを含む。）

ア 出動記録について

- ・ 調査対象における「出動記録」の作成は同一の分団員1人（以下「分団員A」という。）によって行われた。
- ・ 分団員A以外の分団員は、「出動記録」の作成に関与していない。
- ・ 分団員Aは個々の「出動記録」の作成について詳細に記憶していないが、巡行や分団総会等の同日に2回以上の出動があったとしても1回分の支給しかされない出動について、別々の日に出動したものとして出動記録を作成し、不正に出動手当を受給しようとしていた。
- ・ 分団員Aは個々の「出動記録」の作成の際に必ずしも分団ノートを用いておらず、その時の記憶や、分団総会資料なども用いて、深く考えずに思い付きで「出動記録」を作成していた。
- ・ 分団員Aは「出動記録」を個々の出動の際に作成せず、月末にまとめて作成していた。
- ・ 分団員Aが不正行為をした理由は、分団員の欠員やコロナの影響で活動も少なく、活動時の分団員の飲食や分団員間の親睦を図るための経費に充てるための収入が減少していると感じたことによる。
- ・ 分団員A以外の分団員は分団員Aが行った不正行為を知らなかった。

イ 分団ノートについて

- ・ 分団ノートは出動記録を作成するために活動ごとに記述する資料である。

- ・ 分団ノートへの記述は班長以上の分団員が行っていた。
- ・ 分団ノートに事実と異なる記載を行った分団員は分団員Aの他1人（以下「分団員B」という。）である。
- ・ 分団員Bは1度だけ分団ノートに事実と異なる出勤を記載したが、詳細な記憶はない。
- ・ 分団員Bによる事実と異なる出勤の記載内容は、分団員Aによる「出勤記録」の不正行為と同趣旨であるが、これが分団員Aの不正行為につながった事実は認められない。
- ・ 分団員Bによる行為の理由は分団員Aと同趣旨である。
- ・ 分団員A及び分団員Bのそれぞれの行為は単独によるものであり、互いに関与はしていないし、他の分団員も関与していない。

ウ その他

- ・ 不正行為を示唆するような分団員間のSNSが一部確認されたが、これが分団員Aによる不正行為につながった事実は認められない。
- ・ 通帳等を分団で管理することに不満のある分団員がいた。

第6 調査結果の考察

1 本事案の要因及び排除

第一分団においては、調査対象の「出勤記録」の作成は分団員Aのみが行っており、他の分団員はこれに関与しておらず、当該「出勤記録」を確認することはできないところであった。そして、通帳等が一括管理されていたことによって、分団員がいかなる出勤によって手当が支給されていたのか、その支給額について、事後的に確認することもできない状況であったし、そもそも多くの分団員がこの点に無関心であったともいえる。加えて、報酬等に係る明細は消防団事務局が分団にまとめて交付することとし、分団において各団員に交付するとしているが、第一分団においては分団員に交付されていなかったことも判明している。これらの確認の手法がないことと分団員の無関心が、一部の分団員による不正行為の要因となったものと考えられる。

この点、通帳等は令和5年4月19日をもって全分団における団員への返還が完了し、また、第一分団においても報酬等に係る明細が分団員に交付されることとなっている。今後は、当然のことながら分団員各自が支給された出勤手当を通

帳及び明細によって了知することができ、各受給について分団員個人の責任が明確となることである。また、第一分団は「出動記録」を月末にまとめて分団員Aが記載することとしていたが、これを改め、再発防止策として、出動後、即時に「出動記録」を作成し、複数で確認することとしたとのことである。

これらの事情を踏まえれば、今後は、不正行為、誤記載、提出漏れ等の発生が抑制され、仮にそのような事案が発生したとしても、早期に発見が可能となるものと考えられる。

2 提言

本事案は市議会議員による情報提供に端を発し、市議会において全容解明を求める決議があり、報道もなされ、調査委員会が設置されるまでも至った事案である。日々市民の安心と安全を守るため重要な役割を担う消防団とその団員に厳しい目が向けられることとなっており、そのような状況下において、不正を試みようとする団員が今後現れることはないと思うところではある。

しかしながら、本事案は第一分団において発生した事案であり不正行為も分団員1人によるものであったが、不正行為があったとまでは認定できなかったものの、これを試みようとした分団員も1人いたところであり、また、不正行為を示唆するような分団員間のSNSも確認されている。全団員の公務員としてのコンプライアンス意識について言及せざるを得ないところであり、早急にその向上が望まれるところである。

他方、調査結果においては、不正行為だけでなく、単純な記載ミス、請求漏れが散見することとなった。日々24時間待機状態といえる消防団の特性を踏まえ、出動の確認から出動手当の請求手続に至るまで、団員の負担軽減を図りつつ、消防団事務局における客観的な確認手法の構築等も必要と思われる。

以上、市長において措置されたい。

第7 その他

1 懲戒処分について

前述したとおり、団員については団長が任命権者であり、団員に対する懲戒権は団長が行使することになる。団員に係る懲戒手続については、消防団条例第7条に定めるもののほかは特段の規定がない。また、団員は非常勤の特別職公務員

であり、一般職公務員において適用される「小金井市職員の懲戒の手續および効果に関する条例」等の適用も受けない。しかしながら、懲戒が身分に係る重大な不利益処分であることを踏まえ、団員に対する懲戒手續については、一般職公務員に対する懲戒手續を参考とすることが適当と考えられる。

本事案においては、不正行為によるものも含めて過大に受給した出動手当全額が返還されていること、分団員1人によって「出動記録」が作成されていたこと（他の分団員は「出動記録」の作成に関与したと認定できないこと）、既に退職している分団員がいること、これまでの懲戒事例等を踏まえ、本市の一般職公務員に係る懲戒手續を参考に、団長において適切に対応すべきものである。

2 告訴について

告訴（刑事訴訟法第230条）とは、被害者その他法律上告訴権ある者が検察官または司法警察員に対し、犯罪事実について犯人の処罰を求める旨の意思表示をすることであり（最高裁昭和26年7月12日判決）、告訴がなされても検察官が起訴を強制されるものではなく、告訴は捜査の端緒にとどまるものである。

地方公共団体は、その事務における不正行為を発見した場合に対処すべきことは、不正を是正すること、そして再発防止策を講じることであり、また、個々の公務員に対しては、任命権者において懲戒を検討することとなる。他方、刑罰に処する手續は司法機関、捜査機関の役割である。

本件は、不正行為によるものも含めて過大に受給した出動手当全額が返還されている。退職した分団員もいるなかで、報道などもあり、一定、社会的制裁を受けている状況にもあるといえる。

これらの事情を踏まえた上で、なおも刑罰に処することを求めて小金井市として告訴することが適当か否か、市長において判断されたい。

以上

調査内訳

調査対象		調査結果		返還請求対象		追加支給対象		
出動記録提出	件数	延べ人数	事由	件数	延べ人数	金額 (円)	延べ人数	金額 (円)
有り			不正	17	74	281,200	—	—
※1	773	3,339	誤記載	16	16	60,800	11	41,800
無し								
※2	75	317	提出漏れ	10	—	—	41	155,800
計	848	3,656	計	43	90	342,000	52	197,600

※1

年度別内訳

年度別内訳	件数	延べ人数
令和元年度	257	1,107
令和2年度	183	824
令和3年度	190	732
令和4年度	143	676

※2

年度別内訳

年度別内訳	件数	延べ人数
令和元年度	14	74
令和2年度	27	88
令和3年度	20	83
令和4年度	14	72

個人別内訳

団員	返還請求対象		追加支給対象	
	件数	金額	件数	金額
A	10	38,000	7	26,600
B	9	34,200	8	30,400
C	10	38,000	3	11,400
D	4	15,200	4	15,200
E	10	38,000	3	11,400
F	13	49,400	7	26,600
G	3	11,400	7	26,600
H	1	3,800	3	11,400
I	2	7,600	2	7,600
J	0	0	1	3,800
K	2	7,600	1	3,800
L	1	3,800	1	3,800
M	7	26,600	1	3,800
N	5	19,000	2	7,600
O	4	15,200	0	0
P	9	34,200	2	7,600
Q	0	0	0	0
計	90	342,000	52	197,600

令和 5 年 第 1 回 定 例 会
 (総 務 企 画 委 員 会)
 行 政 報 告 資 料

令和 5 年 3 月 2 2 日
 総 務 部 地 域 安 全 課

消防団出動手当の請求に関する調査について

1 主な経過

年月日	概要
令和5年1月18日(水)	市議会議員を介し要望書(匿名。第一分団における手当の支出の問題などについて)の提出。地域安全課受領。事務局による要望書の内容確認。第一分団内出動記録簿(以下「分団ノート」という。)の入手
令和5年1月19日(木)～1月29日(日)	地域安全課による出動記録(※)及び分団ノートとの照合作業による差異の確認
令和5年1月30日(月)	臨時分団長会議を開催。差異の確認結果を報告するとともに、以後、第一分団において内部調査を実施することを確認。あわせて、出動記録の記載処理が他分団と異なる方法であったため、第一分団の独自の運用により本案件が生じていることを確認
令和5年1月31日(火)～ 継続中	第一分団による内部調査を継続して実施
令和5年2月14日(火)	分団長会議にて、第一分団内におけるその後の調査経過の確認
令和5年3月13日(月)～ 15日(水)	分団以外の組織(本団・事務局)による第一分団団員への事情聴取
令和5年3月20日(月)	分団長会議報告

※ 出動手当請求のための出動報告

2 調査方針

上記の経過を踏まえ、第一分団内の内部調査(現在継続中)及び分団以外の組織(本団2人・事務局1人)による第一分団団員への事情聴取を行うこととした。

3 事情聴取について

(1) 聴取範囲

ア 要望書とともに提出された証拠書類のうち地域安全課による出動記録と分団ノートの照合作業において差異が認められた令和3年6月及び令和4年1月における消防団活動の実態の確認

イ 出動記録と分団ノートの記載の具体的手続の確認と、班内のグループLINEのやり取りに関する確認

(2) 聴取方法 面接及び電話によるヒアリング

(3) 聴取対象者 第一分団団員（8人＝手当支給に係る事務に携わる班長以上の者（令和3年度又は今年度で団歴3年以上の者））

4 調査結果

令和3年度の活動において、出動記録として提出された令和3年6月26日及び令和4年1月22日の分団総会について、実態が伴わないことが判明した。

関与者等は次のとおりである。

	出動手当請求に関し不正行為を行った者	不正行為は確認できなかったが、不正行為につながる共有情報を知りながら特に注意をすることもなく見過ごしていた者	関わりがない者
該当者	2人	5人	1人

5 今後の対応

(1) 今回の結果を踏まえ、小金井市消防団条例第7条に基づき、該当団員への懲戒処分の検討

(2) 今回発覚した不正行為について、刑事告発も視野に検討を行う。

(3) 今回の結果を踏まえ、出動記録に基づき支給した出動手当の返還を請求する。

年月日	金額	内訳
令和3年6月26日	26,600円	3,800円×7人
令和4年1月22日	30,400円	3,800円×8人

(4) 消防団とも十分に協議の上、再発防止策として、①第一分団の手当支給に係る事務の抜本的見直し、②各分団における通帳管理の是正

(5) 新たな不正の疑いが判明した場合は、別途対応する。

小金井市消防団第一分団出動記録

日 時	令和 3 年 6 月 23 日 (㊤) 20時 00分 から 21 時 00分 まで			
場 所	小金井市 町 - - 市役所 (詰所) 市内 消防署 消防訓練所 ()			
出 動 内 容	火 災	建物火災(全焼 半焼 部分焼 ぼや)		
		車両火災・その他火災(枯れ草 ごみ置き場 ())		
		誤 報(いたずら ベルの鳴動 ガス等の臭気 煙 ())		
		危険排除(ガス器具の使用放置 ガソリン等流出 ())		
		緊急確認(ベルの鳴動 ガス等の臭気 煙 ())		
		救助活動(交通事故 ())		
		内 容(規律 放水 機関 教育 操法 整備(ホース収納等含む))		
訓 練 等	内 容(分団長会議 分団総会 慶弔等出席 サイレン吹鳴)			
	内 容()			
特別警戒	内 容(巡行 歳末 台風 雨風水雪害 祭礼警備 ())			
出動団員を○ で表示してくだ さい。	氏 名		氏 名	
	川 又 健 次	○	秋 山 健 次	○
	福 平 恵 一	○	井 指 行 喜	○
	弭 間 佑	○		
	吉 田 光 宏	○		
	清 水 学			
	水 野 七 海	○		
	田 中 満			
	北 村 秀 樹			
		計 7 名		
		支給対象者	7名	

上記のとおり出動したので報告します。

令和 3 年 6 月 30 日

小金井市消防団長 様

小金井市消防団第一分団
分団長 川 又 健 次

小金井市消防団第一分団出動記録

日 時	令和 3 年 6 月 26 日 (土)			
	20 時 00 分 から 21 時 00 分 まで			
場 所	小金井市 町			
	市役所 (詰所) 市内 消防署 消防訓練所 ()			
出 動 内 容	火 災	建物火災(全焼 半焼 部分焼 ぼや)		
		車両火災・その他火災(枯れ草 ごみ置き場 ())		
		誤 報(いたずら ベルの鳴動 ガス等の臭気 煙 ())		
		危険排除(ガス器具の使用放置 ガソリン等流出 ())		
		緊急確認(ベルの鳴動 ガス等の臭気 煙 ())		
		救助活動(交通事故 ())		
	訓 練 等	内 容(規律 放水 機関 教育 操法 整備(ホース収納等含む))		
		内 容(分団長会議 (分団総会) 慶弔等出席 サイレン吹鳴)		
		内 容()		
	特別警戒	内 容(巡行 歳末 台風 雨風水雪害 祭礼警備 ())		
出動団員を○ で表示してくだ さい。	氏 名		氏 名	
	川 又 健 次	○	秋 山 健 次	○
	福 平 恵 一	○	井 指 行 喜	○
	弭 間 佑	○		
	吉 田 光 宏	○		
	清 水 学			
	水 野 七 海	○		
	田 中 満			
	北 村 秀 樹			
計 7 名				
支給対象者		7 名		

上記のとおり出動したので報告します。

令和 3 年 6 月 30 日

小金井市消防団第一分団
分団長 川 又 健 次

小金井市消防団長 様

月/日	曜日	時間	内容	目的	参加者	場所	川反	福平	田中	水野	新田	清水	山田	山田	山田	山田
6/19	土	13:30~2:15	建物出火	T=	T=	桜町2-17-15	○									
6/23	水	12:10~	危険排除	"	"	本町1-19-8	○									
6/23	水	19:00~20:00	巡回	"	"	市内巡回		○								
6/23	水	20:00~21:00	訓練	"	"	事務所	○									
6/23	水	21:00~22:00	検査	"	"	"	○									
7/1	木	8:00~	巡回	"	"	事務所		○								
7/1	木	19:00~20:00	巡回	"	"	市内巡回	○									
7/4	日	15:20~16:00	緊急訓練	"	"	本町5-7番地新消防団										
7/6	月	20:00~21:00	巡回	"	"	15:51	○									
7/8	木	19:00~20:00	巡回	"	"	市内巡回	○									
7/9	金	15:16~19:15	緊急訓練	"	"	本町6-5-3	○									
7/13	火	20:00~21:00	巡回	"	"	中園処理場	○									
7/15	木	19:00~20:00	巡回	"	"	市内巡回	○									
7/18	日	10:35~	緊急訓練	"	"	本町5-21-1	○									
7/20	火	20:00~21:00	巡回	"	"	中園処理場	○									
7/29	水	14:00~19:30	消防団研修	"	"	市役所										
7/28	水	19:00~21:00	分団総会	"	"	団員自他	○									
7/24	土	10:00~12:00	消防団研修	"	"	事務所										
7/30	金	20:00~21:00	総会	"	"	事務所	○									
8/1	日	5:00~6:00	出火	T=	T=	前原町5-3-24 西人学校	○									
8/1	日	19:00~20:00	巡回	"	"	市内巡回										
8/2	日	8:00~8:05	巡回	"	"	事務所										

6月14日(月)

30はちょっとギリギリすぎるかも！
今週は遅番週できついです、ほか日程
はおkです。
訓練も遅れで。

13:17

昨日、訓練後に巡行してもらってるのを
カウントしても良いと思うけど、手当て
的には出ないかもしれません。
訓練と巡行を同日にするとそうなるけ
ど、ノートの日にちをずらせればね。

13:30

団員A

お疲れさまです。
昨日の巡行を2回目でカウントしてもらっ
て構いません。

団員B もノートの日にちをずらして構わ
ないことを話していましたが、ポンプ車
にドライブレコーダー付いたので調べれ
ばバレるけど、そこまで調べないのか、
調べても暗黙の了解で今まで通り見て見
ないふりをしてくれるのか、分からない
けど、試しにやってみて地域安全課の対
応を探ろうかとは話していました。

小金井市消防団第一分団出動記録

日 時	令和 4 年 / 月 22 日 (土)			
	20 時 00 分 から 21 時 00 分 まで			
場 所	小金井市 町 - -			
	市役所 (詰所) 市内 消防署 消防訓練所 ()			
出 動 内 容	火 災	建物火災(全焼 半焼 部分焼 ぼや)		
		車両火災・その他火災(枯れ草 ごみ置き場 ())		
		誤 報(いたずら ベルの鳴動 ガス等の臭気 煙 ())		
		危険排除(ガス器具の使用放置 ガソリン等流出 ())		
		緊急確認(ベルの鳴動 ガス等の臭気 煙 ())		
		救助活動(交通事故 ())		
	訓練等	内 容(規律 放水 機関 教育 操法 整備(ホース収納等含む))		
	内 容(分団長会議 (分団総会) 慶弔等出席 サイレン吹鳴)			
	内 容()			
特別警戒	内 容(巡行 歳末 台風 雨風水雪害 祭礼警備 ())			
出動団員を○ で表示してくだ さい。	氏 名	氏 名		
	川 又 健 次	○	秋 山 健 次	○
	福 平 恵 一	○	井 指 行 喜	○
	弭 間 佑		松 原 勇 介	
	吉 田 光 宏		三 輪 龍 生	○
	清 水 学	○		
	水 野 七 海	○		
	田 中 満	○		
北 村 秀 樹		計 8 名		
		支給対象者	8 名	

上記のとおり出動したので報告します。

令和 4 年 / 月 3 / 日

小金井市消防団第一分団
分団長 川 又 健 次

小金井市消防団長 様

議員案第 14 号

小金井市消防団第一分団における出動手当不正請求について全容解明を
求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 28 日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義
安 田 けいこ
古 畑 俊 男
五十嵐 京 子
宮 下 誠
渡 辺 大 三
高 木 章 成
片 山 かおる
森 戸 よう子



小金井市消防団第一分団における出動手当不正請求について全容解明を
求める決議

小金井市消防団は、生業や学業を持ちながら、市民の生命、安全、財産を守るため、日夜活動されており、私たちは衷心より感謝の意を表するものである。

しかし、小金井市消防団第一分団の一部団員による出動手当不正請求事件の発生と、それを見過ごしていた現職市議会議員（清水がく議員）の存在は、多くの市民に不信を与えている。

3月22日に開催された総務企画委員会における市の調査報告によれば、2名の分団員が総額57,000円の不正請求に関わり、5名の分団員が見過ごしていたことが判明した。

その後第一分団からは団員の自主調査により、報告以外に、新たに3件の不正請求が疑われるものがあることが明らかにされた。

さらに予算特別委員会の質疑では、この不正は5年前から行われていたことが明らかになった。市の調査以後新しい事実が判明しており、徹底した解明が求められている。

今回の出動手当不正請求は、金額の多寡の問題ではなく、有印公文書偽造及び同行使、詐欺などの可能性がある行為であり、歴史と伝統のある小金井市消防団への信頼を失墜させ、誠実に職務に精励する他の団員に多大な迷惑を与えており、市議会として看過できない。

よって、小金井市議会は、小金井市に対し、事件の全容解明を行うよう求めるものである。

以上、決議する。

令和5年 月 日

小金井市議会

本書は、令和5年3月28日原案可決した原本の謄本に相違ないことを
証明する。

小議証第7号

令和6年2月26日

小金井市議会議員 宮下



言
分
と
求
ら
ハ
行
願
し
の



小金井市消防団員手当の支給に関する調査等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防団員に対する手当の支給に関し調査を行うことにより、その適正を期するとともに、もって消防団の規律を正し、健全な発展に資することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の調査を客観的に行うため、小金井市消防団員手当の支給に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 調査委員会は、次に掲げる事項について調査し、市長に報告する。

- (1) 消防団員に対する手当支給に係る事実の調査に関すること。
- (2) 前号の事実の要因とその排除に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 調査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、消防団長を充てる。
- 3 委員には、総務部長、副団長2人、総務課長、法務担当課長及び地域安全課長の職にある者をそれぞれ充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、事案の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(職務及び代理)

第5条 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(招集)

第6条 調査委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 調査委員会の庶務は、総務部地域安全課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

出動手当の取り扱いに関する内規

1 出動手当の支給までの流れ

- (1) 分団長は、当月分の出動予定表を当月 5 日までに消防団長に報告する。
- (2) 分団長は、火災、特別警戒及び訓練に出動した団員がいた場合は、その都度小金井市消防団出動記録簿（以下「出動記録簿」という。）を記入すること。ただし、分団長が不在の場合は、この限りではない。
- (3) 分団長は、当月分の出動記録簿を翌月の 5 日までに消防団長に報告する。
- (4) 団長は、出動記録簿に基づく団員の出動を市長に報告する。
- (5) 市長は、団員に支給する手当（前月分）を当月 20 日までに団員個人の口座に振り込む。

(1) 当月分の出動予定表提出 → (2) 出動記録簿記入 → (3) 出動記録簿提出及び
手当額確定 → (5) 前月分手当支給

2 手当支給の適用範囲

- (1) 火災出動…建物火災、車両火災、その他火災、誤報、危険排除、緊急確認、救助活動の現場に出動し、その業務に従事した団員及び団長が指定するところ（詰所等）に出動した団員
- (2) 訓練出動…団長命令に基づく演習、訓練、整備及び会議（準ずるものも含む）、慶弔等団長が認めた行事等に参加した団員
- (3) 特別警戒出動…巡行、歳末、台風・雨風水雪害（警報）・祭礼警備などの火災予防又は災害等の警備警戒に出動し、その業務に従事した団員及び団長が指定するところ（詰所等）に出動した団員

3 手当支給の適用外等

- (1) 後援会主催行事（歓送迎会、家族慰安、旅行等） ただし消防団本部は除く。
- (2) 消防施設視察などの予算をあらかじめとっている行事等、分団旅行、懇親会旅行、解団旅行、健康診断、幹部懇談会
- (3) 班業務（巡行、整備）は、5 人まで手当を支給する。ただし、団長が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 毎月 1 日に行うサイレンの吹鳴者は、2 人まで手当を支給する。

4 手当支給回数

手当の基本的な考え方は、団員の自宅と詰所の往復旅費を費用弁償する。

- (1) 出動時間は、原則として長短は問わない。
- (2) 出動記録簿の出動内容が継続的に出動したものと判断した出動は、1件分のみ
の支給とし、手当の種類は、先に従事等したものを優先とする。ただし、市長が
認めた場合は、この限りではない。
- (3) 判断が困難な場合は、分団長会議等で協議して決定する。

款 9 消 防 費
項 1 消 防 費

目 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源	財 源	源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 常備消防費	1,481,395	1,397,222	84,173	97,000	97,000	97,000
2 非常備消防費	94,571	77,616	16,955			60
						60

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,384,395			
1,384,395	I2 委託料	1,481,395	1 消防事務委託に要する経費 (地域安全課) 1,481,395
			12 委託料 (1,481,395) 消防事務都委託金 1,481,395
94,571			
33,144	1 報酬	14,270	1 消防施設維持管理に要する経費 (地域安全課) 33,204
	4 共済費	279	7 借 費 (15)
	7 報償費	635	貯水槽土地提供者謝礼 (15)
	8 旅費	27,775	10 消耗品費 (1,579) 修繕料 134
	9 交際費	200	11 役 務 費 (60) 事業系ごみ処理手数料 60
	10 需用費	10,730	13 使用料及び賃借料 (1,008) 本町防炎倉庫土地借上料 223
	1 消耗品費	6,759	第五分団詰所土地借上料 498
	3 燃料費	345	貯水槽土地借上料 215
	4 食糧費	385	テレビ受信料 72
	5 印刷製本費	21	18 負担金補助及び交付金 (30,542) 消火栓新設及び維持負担金 30,542
	6 光熱水費	719	
	11 修繕料	2,501	
61,367	I1 役務費	3,545	2 消防団活動に要する経費 (地域安全課) 61,367
	1 郵便料	40	
	2 電話料	263	1 報 酬 (14,270) 消防団運営審議会委員報酬 (9人)
	3 保険料	2,979	
	4 洗濯料	10	
	5 手拭料	60	4 共 済 費 (279) 消防団員福祉共済制度掛金 249
	6 その他の役務費	193	7 報 償 費 (620) 無火災分団表彰 19 優良分団表彰 38 優良団員表彰 30 退団記念品 460 功 勞 章 11 功 績 章 62
	I2 委託料	1,637	8 旅 費 (27,775) 費用弁償 27,759 委員旅費 8
	13 使用料及び賃借料	1,354	9 交 際 費 (200) 特別旅費 (200)
	17 備品購入費	260	10 需用費 (9,151) 消耗品費 6,625 燃料費 345 食糧費 385 印刷製本費 21 光熱水費 719
	18 負担金補助及び交付金	33,886	

小金井市長 白井亨様

市民（匿名）からの通報についての要請書

2023年1月13日及び17日付で、市民（匿名）から提出された要望書並びに事情説明書、追加で提出された事情説明書（追加）等について、すみやかに調査し、事実を確認してください。また事実であった場合、すみやかに是正していただきますよう要請します。

2023年1月18日

森戸洋子

小金井市東町5-14-10

☎080-7960-35353



小金井市長 白井 亨 様

要望書

2023年1月13日

小金井市消防団第一分団における手当の支出などについて、次の点を要望いたしますので、速やかな対応を求めます。

- 1 小金井市は、事情説明書記載の問題の対象行為について、必要な調査を行い、当方に対し、10日以内に調査結果を書面にて報告すること。
- 2 小金井市は、事情説明書記載の問題の対象行為以外にも類似の行為があったか否か、またその概要を調査し、当方に対し、10日以内に調査結果を書面にて報告すること。
- 3 小金井市消防団の分団は、報酬及び手当が振り込まれる分団員名義の銀行口座にかかる通帳を回収し、プール金を作成したうえ、分団での活動費や飲食費として費消している。
小金井市は、小金井市消防団に対し、上記プール金の作出・費消の事実の有無について確認し、当方に対し、10日以内に確認結果を書面にて報告すること。
- 4 小金井市は、上記1から3までの行為・事実に対して、できる限り速やかに然るべき措置を講じ、その講じた措置の内容について、当方に対し、速やかに書面にて報告すること。
また、小金井市は、上記1から3までの行為・事実に対して講じるべき措置の方向性について、当方に対し、10日以内に書面にて報告すること。

なお、小金井市が、上記の求めに応じない場合、または調査及び確認の報告が不十分と認められる場合には、事情説明書記載の問題の対象行為などの行為について、直ちに地方自治法242条第1項の規定による住民監査請求を行う予定である。

以上

要望書提出者 匿名

小金井市長 白井亨様

2023年1月16日

1月13日付要望書の補足説明

2023年1月13日付で今回匿名の内部通報をいたしました。

今回内部通報をしたのは、小金井市に提出する出勤に関する手当の申請書類の日が、私が出動した日と違っていたことがわかったためです。これは1回だけではなく繰り返されておこなわれている事もわかりました。

私たち分団員は、市から振り込まれる通帳を分団に預けているため、市からの手当等の振り込みについては金額等について把握できていません。

申請書類を提出する責任者が規則や内規に則って進められていると考えていました。というよりも、事実に基づいて申請書類を提出するのは当たり前のことで、疑いも持っていませんでした。

しかし残念ながら、偽りの申請が出ていたことがわかったのです。このまま放置することは、私たち分団員が知らない間に虚偽の申請に基づく手当を受け取った形になり、それは公金を詐取したことになり、下手をすれば犯罪者にもなりかねず、看過できないと考え、内部通報いたしました。市においては、適切に調査を進めることを要望します。

なお、1月13日付の要望書にあるように、調査が不十分な場合は、住民監査請求をすることをご承知おきください。

匿名

事情説明書

2023年1月13日

2021年5月21日行ったとされた総会についての手当支出

ア 問題の対象行為

第一分団では、2021年5月14日、訓練に続けて総会が実施された（総会の実施につき 資料1：レジメ）。このように災害出動以外の出勤（活動）が同日に続けて実施された場合、継続した1件としてカウントされ、1件分の手当が支出される（資料2：Q&A）。

しかし、この総会について、事実と反して、同月14日に訓練を、同月21日に総会を実施したものとして、2通の出動記録が作成・提出されており（資料3、4）、市からは、この出動記録に基づき、同年6月20日頃、訓練と総会2回分を含む手当が支出された。

したがって、少なくとも、上記2件分の手当の内、21日に実施されたとする総会についての手当は法的根拠を欠く支出であり、違法な公金の支出である。

イ 求められる措置

よって、下記の措置がなされるべきである。

記

市長ないし所管担当職員は、分団長、ないしはこのような事実と反する出動記録の作成に関与した者に対し、上記の内1件分の手当相当額を、市に対し賠償（民法709条）ないし返還（民法704条）させること。

以上

第一分団5月総会

令和3年5月14日

- 1 市内火災状況報告、消防署からの報告 ・ 傷者保険カード配付あり(1枚/人)
- 2 署隊見取り訓練
 - 日程 5月23日(日)
 - 場所 小金井消防署
 - 集合時間(現地) 13時15分 12:40電話集合 ・ 参加: 分団長、明間さん、七海さん、和山(井指さん)
 - 訓練時間 13時15分~16時まで ・ 署隊訓練見学後、訓練あり
 - 服装 夏作業服・アポロキャップ・編上げ靴
- 3 機関科・警防科フィードバック訓練
 - 日程 6月13日(日) ・ 可搬ポンプ
 - 場所 府中運転免許試験場
 - 訓練時間 13時00分~17時まで 12:00電話集合 ・ ポンプ車中継 他
 - 服装 夏作業服・アポロキャップ・編上げ靴
- 4 訓練予定 操法訓練
6/9(水)、17(木)、23(水)
- 5 次回総会予定《分団長会議は6月15日(火)》
6/23(水)

その他

- 初級幹部研修(部長・班長) 第一分団 6月12日(土) 七海さん
- 健康診断 7月? 未定
- 北河大会 9月26日(日) 各分団9名
- 消防教官派遣訓練 9月12日(日)
- 消防防犯法普及会 10月17日(日)

11/15 松原さん 復讐

分団に同姓の団員は

手当支給回数についてのQ&A

- ① (Q) 朝及び夜に火災が発生して出動した場合は？
(A) それぞれの火災に出動した団員には、2件分として取り扱う。
- ② (Q) 訓練又は巡行中に火災が発生した場合は？
(A) 訓練出動手当等と別に火災出動手当を支給します。
- ③ (Q) 分団の班活動で巡行し、その後整備活動を行った場合は？
19時 から19時30分まで 巡行
19時30分から20時30分まで 整備
(A) 継続的に出動したものとみなし、1件分の特別警戒出動手当のみ支給とします。
- ④ (Q) 分団の班活動の後に総会又は訓練をした場合は？
19時から20時まで 巡行(整備)
20時から22時まで 総会(訓練)
(A) 重複して活動している団員は、継続的に出動したものとみなし、1件分の特別警戒出動手当のみ支給とします。
- ⑤ (Q) 後援会・分団主催の歓送迎会、家族慰安会行事に参加した場合は？
(A) 分団員は手当支給の対象となりません。
- ⑥ (Q) 慶弔等出席した後に、総会等の活動があった場合は？
(A) 継続的に出動したものとみなし、1件分の手当のみ支給とします。
- ⑦ (Q) サイレンの吹鳴担当者は、何名まで手当の対象とするか？
(A) 班(5人)で対応している分団もいるし、1人の分団もいるので、確認者を含め2人までとする。

小金井市消防団第一分団出動記録

日 時	令和 3 年 5 月 14 日 (金)			
	20 時 00 分 から 21 時 00 分 まで			
場 所	小金井市 町 - -			
	市役所 詰所 市内 消防署 消防訓練所 ()			
出 動 内 容	火 災	建物火災(全焼 半焼 部分焼 ぼや)		
		車両火災・その他火災(枯れ草 ごみ置き場 ())		
		誤 報(いたずら ベルの鳴動 ガス等の臭気 煙 ())		
		危険排除(ガス器具の使用放置 ガソリン等流出 ())		
		緊急確認(ベルの鳴動 ガス等の臭気 煙 ())		
		救助活動(交通事故 ())		
	訓練等	内 容(規律 放水 機関 教育 操法 整備(ホース収納等含む))		
		内 容(分団長会議 分団総会 慶弔等出席 サイレン吹鳴)		
		内 容()		
	特別警戒	内 容(巡行 歳末 台風 雨風水雪害 祭礼警備 ())		
出動団員を○ で表示してくだ さい。	氏 名		氏 名	
	川 又 健 次	○	秋 山 健 次	○
	福 平 恵 一	○	井 指 行 喜	○
	弭 間 佑	○		
	吉 田 光 宏	○		
	清 水 学			
	水 野 七 海			
	田 中 満			
	北 村 秀 樹		計 6 名	
支給対象者			6 名	

上記のとおり出動したので報告します。

令和 3 年 5 月 31 日

小金井市消防団第一分団
分団長 川 又 健 次

小金井市消防団長 様

小金井市消防団第一分団出動記録

日 時		令和3年5月21日(金)			
		20時00分 から 21時00分 まで			
場 所		小金井市 町 - -			
		市役所 (詰所) 市内 消防署 消防訓練所 ()			
出 動 内 容	火 災	建物火災(全焼 半焼 部分焼 ぼや)			
		車両火災・その他火災(枯れ草 ごみ置き場 ())			
		誤 報(いたずら ベルの鳴動 ガス等の臭気 煙 ())			
		危険排除(ガス器具の使用放置 ガソリン等流出 ())			
		緊急確認(ベルの鳴動 ガス等の臭気 煙 ())			
		救助活動(交通事故 ())			
	訓練等	内 容(規律 放水 機関 教育 操法 整備(ホース収納等含む))			
		内 容(分団長会議(分団総会) 慶弔等出席 サイレン吹鳴)			
		内 容()			
	特別警戒	内 容(巡行 歳末 台風 雨風水雪害 祭礼警備 ())			
出動団員を○ で表示してくだ さい。	氏 名		氏 名		
	川 又 健 次	○	秋 山 健 次	○	
	福 平 恵 一	○	井 指 行 喜	○	
	弭 間 佑	○			
	吉 田 光 宏	○			
	清 水 学				
	水 野 七 海				
	田 中 満				
	北 村 秀 樹				
			計 6 名		
			支給対象者	6名	

上記のとおり出動したので報告します。

令和3年5月31日

小金井市消防団第一分団
分団長 川 又 健 次

小金井市消防団長 様

事情説明書（追加）

2023年1月17日

2021年6月26日に行ったとされた総会についての手当の支出

ア 問題の対象行為

第一分団では、2021年6月23日、訓練に続けて総会が実施された（資料8：ノート・5月分及び6月分のレジメ）。

しかし、この総会について、事実と反して、同月23日に訓練を、同月26日に総会を実施したものとして、2通の出動記録が作成・提出されており（資料9、10）、市からは、この出動記録に基づき、同年7月20日頃、上記巡行と訓練の2回分を含む手当が支出された。

したがって、少なくとも、上記2件分の手当の内、同月26日に実施されたとする総会についての手当は法的根拠を欠く支出であり、違法な公金の支出である。

イ 求められる措置

よって、下記の措置がなされるべきである。

記

市長ないし所管担当職員は、分団長、ないしはこのような事実と反する出動記録の作成に関与した者に対し、上記の内1件分の手当相当額を、市に対し賠償（民法709条）ないし返還（民法704条）させること。

月/日	曜日	時間	目的	放水	真室	場所	川尻	坂平	保岡	北井	新田	清水	水野	田中	香田	秋山	井指	秋原
6/19	土	1:30~2:15	建物出火	7.5	T=	桜町2-17-15	○	○							○	○		○
6/23	水	12:10~	危険排除	"	"	本町1-19-8	○											
6/23	水	19:00~20:00	巡回	"	"	市内巡回	○		○				○					
6/23	水	20:00~21:00	訓練	"	"	詰所	○						○		○			○
6/23	水	21:00~22:00	総会	"	"	"	○		○				○		○			○
7/1	木	8:00~	巡回	"	"	市内巡回	○		○						○			○
7/1	木	19:00~20:00	巡回	"	"	市内巡回	○								○			○
7/4	日	15:20~15:50	緊急訓練	"	"	本町2-13-13 消防団新所前										○		○
7/6	月	21:00~22:00	巡回	"	"	15:51	○		○						○			○
7/8	木	11:00~20:00	巡回	"	"	市内巡回	○								○			○
7/9	金	15:16~19:15	緊急訓練	"	"	本町0-5-3	○								○			○
7/13	火	20:00~22:00	訓練	"	"	中間処理場	○				○							○
7/15	木	19:00~20:00	巡回	"	"	市内巡回	○								○			○
7/18	日	15:35~	緊急訓練	"	"	本町5-21-1	○								○			○
7/20	火	20:00~22:00	巡回	"	"	市内巡回	○								○			○
7/29	火	14:00~14:30	消防団訓練	"	"	市役所								○				○
7/28	水	19:00~21:00	分団総会	"	"	"	○											○
7/24	土	10:00~12:00	消防団訓練	"	"	団員館								○				○
7/30	金	20:00~21:00	総会	"	"	詰所	○							○				○
8/1	月	5:00~6:00	出火	T=	T=	前原町5-3-24 市役所								○				○
8/1	日	19:00~20:00	巡回	"	"	市内巡回								○				○
8/2	月	8:00~8:05	消防団訓練	"	"	詰所								○				○

第一分団5月総会

令和3年5月14日

1 市内火災状況報告、消防署からの報告 ・ 傷者保険カード配付あり(1枚/人)

2 署隊見取り訓練

日程 5月23日(日)

場所 小金井消防署

集合時間(現地) 13時15分 12:40事務所集合

訓練時間 13時15分~16時まで

服装 夏作業服・アポロキャップ・編上げ靴

・参加: 分団長、明間さん、七海さん、秋山(市指さん)
・署隊訓練見学会、訓練あり

3 機関科・警防科フィードバック訓練

日程 6月13日(日)

場所 府中運転免許試験場

訓練時間 13時00分~17時まで 12:00事務所集合

服装 夏作業服・アポロキャップ・編上げ靴

・可搬ポンプ

・ポンプ車中継 他

4 訓練予定 操法訓練

6/9(水)、17(木)、23(水)

5 次回総会予定(分団長会議は6月15日(火))

6/23(水)

6 その他

初級幹部研修(部長・班長) 第一分団 6月12日(土) 七海さん

健康診断 7月? 未定

北消大会 9月26日(日) 各分団9名

操法教官派遣訓練 9月12日(日)

市消防操法審査会 10月17日(日)

6月16日 松原さんお復讐

第一分団 6月総会

令和3年6月23日

- 1 市内火災状況、消防署からの報告
- 2 令和3年度消防団員健康診断
日時 7月16日(金) 19日(月) 30日(金)
8月6日(金) 13日(金)
集合時間 13時30分(時間厳守)
実地場所 桜町病院
* 受診予定日に受診できなくなった場合は、事務局(042-383-1199)
へ必ず連絡をお願いします。
- 3 消火栓点検時の確信事項について
- 4 熱中症対策について
- 5 訓練予定
7月18日(土) 19日(日) 20日(月) 21日(火) 22日(水)
7月25日(土) 26日(日) 27日(月) 28日(火) 29日(水)
- 6 次回総会予定(分団長会議は7月28日(土))
7月31日(土)
- 7 その他
 - ・ 操法教官派遣訓練 9月12日(日)
 - ・ 北消大会 9月26日(日) 各分団9名
 - ・ 市消防操法審査会 10月17日(日)
 - ・ 秋の火災予防運動市内巡回広報 11月14日(日) 各分団5名

小金井市消防団第一分団出動記録

日時	令和 3 年 6 月 23 日 (㊦) 20時 00分 から 21時 00分 まで			
場所	小金井市 町 - - 市役所 (詰所) 市内 消防署 消防訓練所 ()			
出動内容	火災	建物火災(全焼 半焼 部分焼 ぼや)		
		車両火災・その他火災(枯れ草 ごみ置き場 ())		
		誤報(いたずら ベルの鳴動 ガス等の臭気 煙 ())		
		危険排除(ガス器具の使用放置 ガソリン等流出 ())		
		緊急確認(ベルの鳴動 ガス等の臭気 煙 ())		
		救助活動(交通事故 ())		
		内 容(規律 放水 機関 教育 操法 整備(ホース収納等含む))		
	訓練等	内 容(分団長会議 分団総会 慶弔等出席 サイレン吹鳴)		
		内 容()		
	特別警戒	内 容(巡行 歳末 台風 雨風水雪害 祭礼警備 ())		
出動団員を○ で表示してくだ さい。	氏 名		氏 名	
	川 又 健 次	○	秋 山 健 次	○
	福 平 恵 一	○	井 指 行 喜	○
	弭 間 佑	○		
	吉 田 光 宏	○		
	清 水 学			
	水 野 七 海	○		
	田 中 満			
	北 村 秀 樹			
		計 7 名		
		支給対象者	7名	

上記のとおり出動したので報告します。

令和 3 年 6 月 30 日

小金井市消防団長 様

小金井市消防団第一分団
分団長 川 又 健 次

小金井市消防団第一分団出動記録

日時	令和3年6月26日(土)			
	20時00分から21時00分まで			
場所	小金井市 町 - -			
	市役所 (詰所) 市内 消防署 消防訓練所 ()			
出動内容	火災	建物火災(全焼 半焼 部分焼 ぼや)		
		車両火災・その他火災(枯れ草 ごみ置き場 ())		
		誤報(いたずら ベルの鳴動 ガス等の臭気 煙 ())		
		危険排除(ガス器具の使用放置 ガソリン等流出 ())		
		緊急確認(ベルの鳴動 ガス等の臭気 煙 ())		
		救助活動(交通事故 ())		
		訓練等	内容(規律放水 機関教育 操法 整備(ホース収納等含む))	
内容(分団長会議 (分団総会) 慶弔等出席 サイレン吹鳴)				
内容()				
特別警戒	内容(巡行 歳末 台風 雨風水雪害 祭礼警備 ())			
出動団員を○ で表示してください。	氏名		氏名	
	川又健次	○	秋山健次	○
	福平恵一	○	井指行喜	○
	弭間佑	○		
	吉田光宏	○		
	清水学			
	水野七海	○		
	田中満			
	北村秀樹			
		計 7 名		
		支給対象者	7名	

上記のとおり出動したので報告します。

令和3年6月30日

小金井市消防団長 様

小金井市消防団第一分団
分団長 川又健次

庁用自動車運転日誌

整理番号	使用課	車両登録番号	多摩805ひ1	車種	普通		走行キロ数	年	月	分
					運行回数	使用時間				
月/日		運転者氏名	アルコールチェック <input checked="" type="checkbox"/>	運転経路及び用途	運行回数	使用時間	メーター指針			確認印
/			運転前 運転後		回	: から : まで	出庫 帰着			km
/			運転前 運転後		回	: から : まで	出庫 帰着			km
/			運転前 運転後		回	: から : まで	出庫 帰着			km
/			運転前 運転後		回	: から : まで	出庫 帰着			km
/			運転前 運転後		回	: から : まで	出庫 帰着			km
/			運転前 運転後		回	: から : まで	出庫 帰着			km
/			運転前 運転後		回	: から : まで	出庫 帰着			km
/			運転前 運転後		回	: から : まで	出庫 帰着			km
/			運転前 運転後		回	: から : まで	出庫 帰着			km
/			運転前 運転後		回	: から : まで	出庫 帰着			km
走行キロ数計(km) 運行回数(回) 運行日数計(日) 備考()										

UCコーポレートご利用内容
年 月

T184-8504 416AHE3XX0000769

東京都小金井市本町6丁目6-3

小金井市役所
地域安全課2

管財課 様



お支払日	年 月 日
会社名	11100000600250 小金井市役所
組織名	ANZEN2 地域安全課2
社員番号	170
会員番号	
ご使用者名	多摩 805 ひ 1
入会年月日	2008年 3月13日

発行会社：株式会社 クレディセゾン
所在地：〒170-6073

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号

サンシャイン60 52F

貸金業者登録番号：関東財務局長(13)第00085号

問合せ先：UCコーポレートデスク

東京

大阪

いつもコーポレートカードをご利用いただきましてありがとうございます。
ご利用明細をご案内申し上げます。

ショッピングご利用可能枠(1回払い)	10 万円
キャッシングご利用可能枠(1回払い)	***** 万円

ご利用日	ご利用店名/現地通貨・通貨略称・ドル換算額・換算レート	請求	ご利用金額 円	ご請求金額 円	指
	*****ショッピング利用*****				

▲注1

明細書枚数	枚	最終	合計	□
-------	---	----	----	---

個人情報保護の為、会員番号等を一部非表示としています。
ご利用金額、ご請求金額の前の '-' は返品、取消しによる減額分です。

▲注1 支払区分 1:1回払い

お支払方法	
金融機関名	
支店名	

事務連絡
令和 年 月 日

(宛先)

(公印省略)

の借用について（依頼）

標記の件について、小金井市消防団の訓練を実施するにあたり、会場として敷地を借用させていただきたく、特段のご配慮をお願いします。

記

1 使用場所

2 使用日時

訓練（予定）日	使用（予定）時間	使用分団
月 日（ ）	時 分～ 時 分	第 分団
月 日（ ）	時 分～ 時 分	第 分団
月 日（ ）	時 分～ 時 分	第 分団
月 日（ ）	時 分～ 時 分	第 分団
月 日（ ）	時 分～ 時 分	第 分団

※ 追加・変更などがある場合は、別途ご連絡いたします。

3 訓練内容

4 訓練人数 概ね 名前後

5 その他 天候等により中止になる場合があります。

問い合わせ先
小金井市地域安全課防災消防係
担当
電話

令和 年 月 日

小金井市長 殿

東京消防庁
小金井消防署長
(公印省略)

火災等の消防団活動状況報告

災害概要	災害種別						
	覚知日時	月 日 () 時 分			覚知別		
	時間経過	延焼防止		鎮圧		鎮火	
	発生場所						
	建物名称						
	構造・階層・用途						
	被害程度						
	り災世帯数・人数	世帯 名					
	死傷者	死者	名			傷者	名
出場状況	分団名	出場人員				総出場人員 名	
	本部分団	名					
	第1分団	名					
	第2分団	名					
	第3分団	名					
	第4分団	名					
	第5分団	名					
消 防 団 活 動 概 要							
分団名	水利	ホース延長体形			活動内容		
本部分団							
第1分団							
第2分団							
第3分団							
第4分団							
第5分団							
備考							

問合せ先

〔 警防課防災安全係
電話 内線 〕

小金井消防署長 様
 小金井市消防団長 様

小金井市消防団 分団

報告者 _____

消防活動概要報告書

出 動 日 時	令和 年 月 日 ()	
	現場活動 ^{到着} 時 分 から	引揚げ ^{引揚げ} 時 分 まで
出 動 場 所	小金井市 町 丁目 番 号	
出 動 人 員	ほか 名	
部 署 位 置	消 火 栓 No. 号	現着距離
	防 火 水 槽 No. 号	km
ホース体系	65mm × 本 50mm × 本	
	<p>分団名 (数字)、又は (署) () ()</p> <p>※ ポンプ車 — ポンプ車</p> <p>ノズル 21型・ガンタイプ mm 本</p> <p>ノズル 21型・ガンタイプ mm 本</p> <p>※は中継体系を行った場合のみ記入 65mm × 本</p>	
活 動 概 要	該当する項目に○を付けて下さい。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火活動 ・ 照明作業 ・ 残火作業 ・ 水損防止作業 ・ 救助活動 ・ 危険排除 ・ 水防活動 ・ 交通整理 ・ 消防警戒区域の設定 	
	(記載例) ① 火点、北側に進入し隣棟への延焼防止に従事	
	② 火点建物のに進入し防水シート○枚使用し水損防止従事	
	③ 火点、北側に進入し照明作業に従事	
(概 要) _____		
使用資器材	投光器 鳶口 はしご その他 ()	
そ の 他	怪我人 (有 ・ 無)	

※ 本報告書は、現場引き揚げ時に必ず指揮隊に提出してください。